

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前の労働運動を 前進させよう！ JR 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地 N T T 054-284-3608 発行責任者 半場弘恭 2021 年 1 月 8 日 No.17</p>
--	-------------------------	-----------	---

申第12号「新型コロナウイルスの感染拡大による

緊急事態宣言の再発令に関する申し入れ」

予断を許さない状況！対策の強化を！

新型コロナウイルスの感染拡大により、政府は1月7日、東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県を対象に緊急事態宣言を発令しました。感染状況が最も深刻な「ステージ4」であり、期間は8日から2月7日までの1ヶ月間とされていますが、対象外の府県においても予断を許さない状況です。静岡県においても東部を中心に感染者が増えつつあります。

このような状況の中、JR東海社員、関連会社社員にも感染者が発生しており、現場においてはさらに感染防止を徹底し社員の命を守る対策を実施する必要があります。静岡地本は、以下の通り会社に申し入れを行いました。

申第12号の要旨

- 1都3県に発令された緊急事態宣言に関し、その対応について静岡支社としての見解を明らかにすること。
- 運輸系社員の感染リスクを下げるために、列車の減便や最終列車時刻の繰り上げを行うこと。検討中であれば、その概要を明らかにすること。
- 社員の通勤時の感染リスクを減らすために、業務体制を見直し在宅勤務を実施すること。
- 感染者が発生した職場においては、早急に所属全社員のPCR検査を実施すること。
- 社員の出向先会社における感染防止対策を点検し、徹底させること。
- 乗務員の感染が疑われ関係列車の消毒を実施する際は、感染防止、傷害事故防止のために、関係列車の乗務員と必ず事前に打ち合わせを行ってから実施すること。